

令和3年3月31日時点

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称	滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金		
基金設置法人名	滋賀県		
基金の額		今回造成額	150,000千円
		造成完了時における残高	150,000千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	150,000千円
		造成完了時における残高	150,000千円
基金事業等の概要	東京オリンピック競技大会および東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウンおよび事前合宿地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置する。		
その他の事項			